

常任委員会報告

6月13日の本会議において、各常任委員会に付託された議案審査は、慎重な審査の結果、全議案について可決した。

総務常任委員会（6月15日）

質問 議案第22号小城市税条例及び小城市手数料徴収条例の一部を改正する条例（専決処分）について、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税の上昇幅の上限が100分の5から100分の2・5とあるが、該当はあるか。またいくら減額か。

答弁 3筆ある。約3,400円の減額となる。

質問 固定資産課税台帳に記載されている事項等の証明書とは。

答弁 住所を記載した証明書になるが、法改正によりDV支援の方には住所をわからなくした証明書を発行できるようにになった。

質問 議案第23号小城市国民健康保険税条例の一部改正（専決処分）について、課税限度額の改正前と改正後の合計額は。また該当する世帯数は。

答弁 改正前は99万円、改正後は102万円。188世帯が該当する。

質問 議案第30号令和4年度小城市一般会計補正予算（第2号）の（歳出）コミュニティ助成事業について、応募件数は。

答弁 コミュニティセンターが4件、一般コミュニティ助成事業が6件、市から県に申請できるのがコミュニティセンター1件、一般コミュニティが3件となっており審査会をして決定している。

討論 議案第23号について

【反対】 賦課限度額が3万円引き上げ100万円を超えるので反対。

【賛成】 国策であり、市にとって必要な額として計画されており賛成。



▲助成事業を利用して建てられたコミュニティセンター

文教厚生常任委員会（6月16日）

質問 令和4年度小城市一般会計補正予算（第2号）のうち（歳出）4款1項3目新型コロナウイルスワクチン接種事業について、新型コロナウイルスワクチン接種に対する医師の報酬は。

答弁 医師は30分9千円。看護師は1時間6千円で計上している。

質問 一人に注射を打った単価ではないのか。

答弁 日ごとに接種の対象人数が変わってくるので、拘束する時間で金額を支払っている。

質問 新型コロナウイルスワクチン接種事業の現在のコールセンターの人数は妥当か。

答弁 現在は接種の種類が複数あり、小児、12歳から17歳の3回目、一般の3回目、4回目の接種等、以前と比べて複雑化していること、4回目接種の方の日程変更、キャンセル、3回目までの接種の方についての予約受付を集約してコールセンターで行っているため業務が増えているので、5人の体制としている。



▲コロナワクチン接種イメージ

産業建設常任委員会（6月17日）

質問 議案第27号小城市牛津川遊水地事業に係る農用地保全条例について地域等は決まっているか。

答弁 地権者との交渉があり、本条例制定後に場所、面積を確定し計画を策定すること、土地のみ農用地予定区域の位置を定めることで、土地のみの造成でも例外的に除外、転用ができることとなる。

質問 議案第28号小城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について、予定の事業所数、対象は。

答弁 今後、事業所において新たに取得する固定資産が対象となる。今回の課税免除にかかる減税については、後年度75%が普通交付税として返る。



▲牛津川遊水池（初期湛水池）掘削工事